

平成29年7月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成29年7月10日(月)午後3時01分から午後3時54分まで

2 開催場所 大山町役場大山支所

3 出席委員 (28人)

会長	29番	中川 幸應			
委員	1番	尾崎 幹男	15番	高虫 秀樹	
	2番	村上 茂夫	16番	馬田 雄一郎	
	3番	川上 英章	17番	田中 祥二	
	4番	入江 英之	18番	尾古 礼隆	
	5番	岡田 幸正	19番	片山 良孝	
	6番	田中 喬	20番	高見 昌治	
	7番	前田 繁昌	21番	岸本 耕二	
	8番	岩波 宏承	22番	飽津 文彦	
	9番	枝谷 凱之	23番	黒見 憲治	
	10番	片桐 研二	24番	米澤 誠一	
	11番	原 祥二郎	26番	吹野 正幸	
	12番	伊澤 卓司	27番	森田 信也	
	13番	徳永 健	28番	遠藤 光則	
	14番	大原 広巳			

4 欠席委員(1名)(25番 遠藤 幸子)

5 議事録署名委員の決定 (23番 黒見 憲治、24番 米澤 誠一)

6 会務報告(別紙)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

議案第6号 大山町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) 新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について

(3) その他

9 その他

(1) 新農業委員会初総会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
局長補佐	山下佳恵
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 そういたしますと、この委員さんの顔ぶれで最後の総会ということになります。議長さんのご挨拶から始めてまいりたいと思います。

議長 皆さん、こんにちは。本日は農作業等の大変お忙しい中を、7月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、先日の6月28日、水曜日には、鳥取県農業会議の第93回の通常総会が鳥取市永楽温泉町のホテルモナーク鳥取の2階の会議室にて開催されました。その通常総会の議案並びに協議報告事項としては、一番目として、平成28年度の事業報告及び収支決算の承認に関する件、二番目として鳥取県の平成28年度の農地中間管理事業の実施状況と農地利用最適化推進委員の実施、三番目として平成29年度の全国農業委員会会長大会の申し合わせ決議について、四番目として市町村農業委員会の新体制移行状況と農業会議の研修計画及び事業の取り組みと改善項目について、を協議して全て承認となりました。以上、鳥取県農業会議の第93回の通常総会の報告といたします。

つきましては、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様のご協力をいただきますよう何卒よろしくお願いを申し上げます。

議長 続きまして、本日の出席委員数ですが、25番委員さんがちょっと遅れるようございまして、従いまして29名中28名の出席ということでございます。大山町農業委員会会議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が成立したことをここに宣言をいたします。

続きまして議事録署名委員の決定でございますが、23番委員さん、よろしくお願いをいたします。それから24番委員さん、よろしくお願います。

議長 続きまして、4番目の会務報告に入らせていただきます。事務局の説明をよろしくお願います。

事務局

【会務報告】

- (6月 5日) ・農委6役会(H28活動点検評価・H29活動計画)について。
- ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (6月 8日) ・第9回農地中間管理事業推進チーム会議について。
- (6月 9日) ・6月委員会案件現地調査について。
- ・6月定例農業委員会について。
- (6月15日) ・農業者年金業務担当者会議について。
- (6月16日) ・担い手育成担当者ブロック会議について。
- (6月26日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- ・長田地区遊休農地対策担当者会議について。

- (6月28日) ・鳥取県農業会議第3回常設審議委員会について。
・鳥取県農業会議第93回通常総会について。
・市町村農業委員会事務局長会議について。
・農業委員候補者町議会承認について。

- (7月 3日) ・農地中間管理事業に係るブロック別担当者会議について。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、次に進めさせていただきたいと思います。

議長 議事日程に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。1ページの議案第1号から説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号43番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△△-△外1筆、譲渡人が〇〇〇△△△番地△、□□□さん、譲受人が同じく〇〇〇△△△番地△、◇◇◇◇さんで贈与と伺っています。番号44番、土地の表示が〇〇〇〇△△△△-△外3筆が、譲渡人が〇〇△△△番地△、□□□□さん、譲受人が同じ住所で◇◇◇◇さん、こちらも贈与と伺っております。続いて2ページ目の番号45番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△△△外1筆、譲渡人が〇〇県〇〇〇〇〇市大字〇〇△△△△番地、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※※万※千円と伺っています。次に46番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△外1筆、譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が同じく〇〇の△△△番地、◇◇◇◇さん、贈与と伺っています。番号47番、土地の表示が〇〇〇〇△△△△-△外1筆、譲渡人が〇〇△△△番地△、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さん、こちら売買で10a当たり※※万円と伺っています。そして番号48番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△△△△-△△△、譲渡人が〇〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が〇〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、こちら贈与と伺っております。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。43番と48番について21番委員さん、よろしくお願いします。

21番委員 はい。午前中、現地確認に行きまして。43番のこの〇〇〇の田んぼでございますが、入会の解消のためということで田植えもきちんとしてありますし、水田の管理もしてありますので何も問題ないと思っておりますので、よ

ろしくお願ひします。

48番も私らしいので、これは〇〇の広い芝畑の一面の土地でございました。きれいに管理してありますし、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、番号44番から47番について13番委員さん、よろしくお願ひします。

13番委員 失礼いたします。13番でございます。午前中、事務局の●●局長と●●さん、それから21番委員、私、25番委員さん、5名で9時から11時過ぎまで掛かりましたが現地確認をいたしました。

ちょっと説明をさせて下さい。まず、旧大山地区の〇〇のところでございますが、これは全てきちっと田植えもしてございましたので全く問題はないでございます。それから〇〇の〇〇もそうでございます。きちっと田植えがしてございました。それから45番の〇〇でございますが、こちらの方が2筆ございますが、〇〇〇〇、これは芝が作付けがしてございましたので、これもきれいに管理してございます。それともう1筆が、これはシブ木と蠟梅が植えてございまして、これもきちっと管理がしてございました。それから46番の〇〇でございますが、これも全て稲作が作付けがしてございまして管理がしてございました。それから47番の〇〇の〇〇でございますが、こちらもちきちっと田植えがしてございますし、管理もきっちとしてございました。以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決に入らせていただきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼します。4ページです。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号8番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇△△△△外4筆の合計39,986㎡について、こちら譲貸者が〇〇〇△△△番地、■■■■■■■■■■さん、譲借者が〇〇〇△△△△番地△、株式会社◆◆◆◆◆◆◆◆さん、権利の種類が賃借権設定で転用目的は乳用牛畜産団地です。こちら39,986㎡の農地は農振農用地区域内農地でございます。農地区分は農業用施設用地に該当します。

許可の根拠は「農用地利用計画指定用途」農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途であるということで、こちらに該当します。こちらの乳用牛畜産団地の詳しい内容なんですが、位置図を5ページに載せておりますし、建物は6ページから11ページに付けておりますが、畜舎が2棟で合計で5,580㎡、搾乳施設が1棟で1,798㎡、乾乳牛舎・育成牛舎等施設で2,790㎡、育成牛舎と飼料庫で2,790㎡、堆肥舎で1,800㎡、人工湿地が、これは堆肥処理施設としての人工湿地が9,972㎡です。こちらの施設につきまして、工期が平成31年3月までの予定で、こちらの農地面積は39,986㎡なのですが、山林原野等を合わせると62,653㎡の造成となっております。土地の造成が金額が※億※、※※※万円、建物他施設整備に※※億※、※※※万円、設計関係を含めると総事業費が※※億※※※万※千円と伺っております。国と県と町の補助金と借入金等により実施されると伺っております。こちらの◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆さんは平成28年12月に法人化されまして、〇〇地区3戸の酪農家が参加されておられます。現在は乳用種の成牛140頭、育成牛100頭規模なんですが、平成35年度には乳用種成牛600頭、育成牛を350頭、計950頭の規模の集約的な酪農経営を目指しておられまして、酪農業の過重労働からの脱却、地域就農の受け皿となるべく、国の事業の畜産クラスター事業に取り組みされるものです。一度に40頭が搾乳できるロータリーパーラーだとか家畜糞尿処理は固分と液分を分離させて、固分は24時間回転ドラムで急速発酵させるとかしまして、堆肥原料や敷料にされるということと、液分は伏流式の人工湿地で浄化処理をされ、きれいになった水を施設外に排出されるというような施設を導入されるものです。他の法令許認可とか周辺同意も得ておられまして、立地基準、一般基準も許可の要件を満たしていると考えています。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号8番について、21番委員さん、よろしくお願ひします。

21番委員 はい。これは今、事務局が正式な難しい言葉で言いなつたですけども、基本的には国営パイロットで〇〇団地と言う中の一部になりますが、農地が約4haという大規模な転用でございます。これは当初は、中々国有地を転用というのは難しい話だったのですが、前例には〇〇〇のソーラーが出来たりなんかして、ようやくこの転用が可能になったということで、今、◎◎◎◎も牛乳が足らんような状況の中で、後継者を育成したり集約化するという事がかなり重要なことになっております。私は農業委員としての転用でございますので、農業委員としてはこの造成地が耕作が中々困難な土層になっておりますので、■ ■ ■ との賃貸契約も出来て、■ ■ ■ も多分良い結果になるんじゃないかというような思いもしておりますので、皆さんの協力を得て転用に向けて協議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決に入らせていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第3号、非農地証明願いについて、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼します。12ページです。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号13番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇△△-△△外1筆、申請人が〇〇市〇〇〇△丁目△番△△号、●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず林野化していると伺っています。番号14番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△△外2筆、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●●さん、20年以上前から耕作しておらず林野化しているということです。番号15番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△△外1筆、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず林野化していると伺っています。続いて13ページの番号16番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇765-2外1筆、申請人さんが〇〇市〇〇〇△丁目△番△△号、●●●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず原野化している。番号17番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇△△-△、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●●さん、事由が20年以上前から耕作しておらず林野化している。番号18番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△△-△△、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●●さん、事由が20年以上前から耕作しておらず林野化している。続いて14ページになります。番号19番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△△-△、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●●●●さん、事由が20年以上前から原野化している。番号20番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇△△-△△、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●●●●さん、事由が20年以上前から耕作しておらず林野化している。次の15ページから16ページに位置図を添付しております。番号、13、15、17、18、20、そして14、16は〇〇付近の農地になります。19番は〇〇〇の〇〇の農地になっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。

番号13番から20番まで全てについて、13番委員さん、よろしくお願ひします。

13番委員 はい、失礼します。13番でございます。先程、事務局の方から説明がございましたが、ほぼ20年以上耕作してございませぬし、隣地は殆ど山林でござ

います。この状態ではちょっと耕作が出来ないようでございます。〇〇と〇〇は全てそういう状況でございます。それから〇〇の面積が0.56㎡という面積でございますが、これは畦のちょっとしたところの0.56でございますので、少ない面積でそこを耕作するのは不可能でございます。以上、確認してまいりました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第3号、非農地証明願いについて、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 では、失礼します。17ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

561番を除きまして、全てのものについて採決をいたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続きまして561番を採決いたしたいと思ひます。15番さん、すみません(議事参与の制限の為、退室を)お願ひします。

(15番委員、退室)

はい。続きまして561番を採決いたしたいと思ひます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(15番委員、入室)

議長 続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局 はい、失礼します。52ページをお開き下さい。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第6号、大山町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。54ページになります。

議案第6号、大山町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について。大山町農業委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めたいので、大山町農業委員会規則(平成17年大山町農業委員会規則第1号)第17条の規定により議決を求めます。ということで、農業委員会の会議の規則の一部を改正するというものでございます。改正前と改正後を表の中で列記しております。主な改正内容は、今の農業委員会の会議規則の中に新たに農地利用最適化推進委員、この新しい役職の委員さんの事項を加えるというものでございます。

第4条の会議の通知及び公示という部分に於きましては、推進委員さんに対しても総会の通知等を行うというような条文に改めております。それから第11条に付きましては、2項を追加いたしまして、まず11条の第1項は、「委員は議案について自由に質疑し、意見を述べることができる。」ということになっておりますが、その次の第2項に「推進委員は、いつでも会議に出席して、その活動について報告し、農地等の利用の最適化についての意見を述べることができる。」という項目を追加をするというもの。それから同じ11条の3項につ

きましては、委員というのは農業委員という意味ですが、農業委員さん及び推進委員はということで、推進委員さんを追加して議長の許可を受けての発言しかできないというような部分、それから欠席届につきましても、委員さんと同様に推進委員さんにも求めると。それから28条の最後につきましても、委員さん及び推進委員さんを、議事録に出席者の氏名を記載するというような条文に改正しようというものでございます。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。議案第6号について、皆さん何か質問等がございませんでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第6号、大山町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして報告事項に入らせていただきます。

(1) 番の賃貸借の解約については、後程見ていただければ結構かな、というふうに思います。

(2) 番の新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

【その他】

・新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について。

議長

はい。新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について、ということで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、このまま進めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして(3)番、その他でございますが、事務局の方からは何かありますか。

事務局

【その他】

・新農業委員会初総会の日程について。

議長

はい。新農業委員さんの初総会の日程等については、今、報告があったとおりでございます。

議長

続きまして、その他のほうで、事務局で何か。

事務局

【その他】

・任期満了に伴う貸与品の返還について。

議長

はい、ありがとうございます。

その他で皆さんの方で何かございますでしょうか。

(沈黙)

ないようでございますので、平成29年7月の大山町定例農業委員会をこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことをここに証明するため、ここに署名する。

議長

中川 幸應

議事録署名委員

黒見 憲治

議事録署名委員

米澤 誠一

:備考

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。